

## 受災戸生活重建支援法 被災者生活再建支援法

平成十年（1998）五月二十二日法律第六十六號

平成十年五月二十二日法律第六十六号

<p>第一百四十四回通常國會 第二次橋本內閣 修法 平成十一年（1999）十二月二十二日法律第一百六十號 平成十六年（2004）三月三十一日法律第十三號 平成十八年（2006）六月二日法律第五十號 〔平成二十年（2008）年十二月一日起有效〕 平成十九年十一月十六日法律第一百一十四號 目次 第一章 總則（第一條、第二條） 第二章 受災戸生活重建支援金之發放（第三—第五條） 第三章 受災戸生活重建支援法人（第六條—第十七條） 第四章 國家補助等（第十八條—第二十條） 第五章 雜則（第二十一條、第二十二條） 第六章 罰則（第二十三條—第二十五條） 附則</p>	<p>第百四十二回通常国会 第二次橋本内閣 改正平成十一年十二月二十二日法律第六十号 平成十六年三月三十一日法律第十三号 平成十八年六月二日法律第五十号 平成二十年十二月一日から施行 平成十九年十一月十六日法律第百十四号 目次 第一章 總則（第一条・第二条） 第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条） 第三章 被災者生活再建支援法人（第六条—第十七条） 第四章 国の補助等（第十八条—第二十条） 第五章 雜則（第二十一条・第二十二条） 第六章 罰則（第二十三条—第二十五条） 附則</p>
<p>第一章 總則</p> <p>（目的） 第一條 因遭受自然災害導致受災戸生活基盤嚴重遭受影響，都道府縣政府本著互助扶持之精神，活用編列之基金，以幫助受災戸生活重建、生活安定，並協助災區迅速重建為目的，為規範分發補助金予受災戸做為其生活重建支援金相關事項，特定本法。</p>	<p>第一章 總則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p>
<p>（定義） 第二條 本法各號中所使用用語之定義以各號之各別規定為準。 一、自然災害 泛指強風、豪雨、大雪、洪水、滿潮、地震、海嘯、火山爆發，或其他因異常自然現象所造成之災害。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</p>

<p>二、<b>被災戸</b> 指依法令規定因自然災害而蒙受損失之居民，包含如下：</p> <p>(一) 因該自然災害導致所居住之住宅全倒。</p> <p>(二) 因該自然災害導致所居住之住宅半倒，或其住宅基地遭受損害，導致產生如：為預防住宅倒壞的危險、為持續居住需支付高額修繕費用等類似情形，而自行拆除或被迫拆除住宅之<b>被災戸</b>。</p> <p>(三) 因該自然災害導致持續處於火山碎屑流等災害危險威脅等之下，使其原有住宅無法繼續居住，或可能長期無法居住狀況之<b>被災戸</b>。</p> <p>(四) 因該自然災害導致所居住之住宅半倒，其地基、基礎樁、牆壁、柱子等依法令規定之構造強度相關主要結構，需大規模修繕使得居住之<b>被災戸</b>。(不包含於(一)、(二)以外之<b>被災戸</b>。於下條法令當中稱為「<b>大規模半倒被災戸</b>」。</p> <p><b>註：依法令規定被定義為主要結構物之地基、基礎樁、牆壁、柱子等，必須大幅度修繕始得繼續居住者，才可判定為半倒。</b></p> <p><b>註：(三)之<b>被災戸</b>，屬於持續處於危險狀態，並長期處於無法居住情形者，請領支援金之額度上限與全倒戸相同。</b></p> <p><b>註：將屬於(四)之<b>被災戸</b>稱為「<b>大規模半倒被災戸</b>」。</b></p>	<p>二 <b>被災世帯</b>政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯</p> <p>ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p> <p>ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「<b>大規模半壊世帯</b>」という。）</p>
<p><b>第二章 被災戸生活重建支援金之發放</b></p> <p>(被災戸生活重建支援金之發放)</p> <p><b>第三條 各都道府縣政府依其管轄境內被災戸戸主之申請，將依規定發放被災戸生活重建支援金。(以下簡稱「支援金」)</b></p> <p>2 發放予<b>被災戸</b>(遭受天災並於受災當時該戸成員為一人以下者不包含在內。在第五項中稱為「<b>獨居被災戸</b>」。)之支援金金額上限為一百萬元日幣(大規模半倒<b>被災戸</b>為五十萬日幣)，此外<b>被災戸</b>符合以下各項規定情形之資格者，將可依各項規定再予加成：</p> <p>一 重建或新購自住住宅 二百萬日幣</p> <p>二 修繕自住住宅 一百萬日幣</p>	<p><b>第二章 被災者生活再建支援金の支給</b></p> <p>(被災者生活再建支援金の支給)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。</p> <p>2 <b>被災世帯</b>(被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第五項において「<b>単身世帯</b>」という。))を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世</p>

<p>三 租賃自住住宅（公營住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三條）第二條第二號中所規定之公營住宅除外） 五十萬日幣</p> <p>3 不受前項規定限制，受災戶於同一自然災害中如其資格符合上述同項各號中兩號以上資格者，其可加成之支援金金額以一百萬日幣為上限。（大規模半倒受災戶為五十萬日幣）</p> <p>4 不受前二項規定限制，只要符合第二條（三）規定之受災戶，該受災戶戶主，依照法令規定將可獲發放三百萬日幣以下支援金。</p> <p>5 針對獨居受災戶戶主所發放支援金之金額上限以前三項規定為準。惟這種情形下，第二項及第三項中所規定之「一百萬日幣」改為「七十五萬日幣」、「五十萬元日幣」改為「三十七萬五千元日幣」；第二項中規定之「兩百萬日幣」改為「一百五十萬日幣」；前項中之「三百萬日幣」改為「二百二十五萬日幣」。</p> <p><b>註：定義「獨居受災戶」。</b></p> <p><b>註：「基礎支援金」—全倒 100 萬圓、大規模半倒 50 萬圓。（獨居戶降為 75 萬圓、37 萬 5 千圓）</b></p> <p><b>註：「加算支援金」—重建或新購自住住宅 200 萬日幣、修繕自住住宅 100 萬日幣、租賃自住住宅 50 萬日幣（住公營住宅者除外）。（獨居戶降為 150 萬圓、75 萬圓、37 萬 5 千圓）</b></p> <p><b>註：若受災戶同時符合同項兩號資格者，有再加成之支援金，金額以一百萬日幣為上限。</b></p> <p><b>註：符合第二條（三）規定之受災戶，基礎支援金為 100 萬日幣。</b></p>	<p>帶であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。</p> <p>一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯二百万円</p> <p>二 その居住する住宅を補修する世帯百万円</p> <p>三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯五十万円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。</p> <p>5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。</p>
<p>（發放業務の委託）</p> <p><b>第四條 都道府縣可經由議會決議，將支援金發放之所有相關業務委託給符合第六條第一項規定中之支援法人。</b></p> <p>2 都道府縣（該都道府縣若依前項規定將支援金發放之所有相關業務委託於符合第六條第一項規定之支援法人時，則為該支援法人）可將一部分支援金發放之相關業務委託市町村（鄉鎮市）辦理。</p> <p><b>註：都道府縣可委託支援法人發放支援金，都道府縣或支援法人亦可將一部分支援金發放業務委託市</b></p>	<p>（支給事務の委託）</p> <p><b>第四條 都道府縣は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。</b></p> <p>2 都道府縣（当該都道府縣が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。</p>

<p><b>町村（郷鎮市）。</b></p> <p><b>註：若都道府縣將所有業務委託支援法人，則可委託市町村（郷鎮市）者為支援法人。</b></p>	
<p>（授權政令）</p> <p>第五條 關於支援金之申請期間、發放方法或其他相關事項，本法授權依政令規定為準。</p> <p><b>註：授權制定【被災者生活再建支援法施行令】。</b></p>	<p>（政令への委任）</p> <p>第五條 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p><b>第三章 受災戸生活重建支援法人</b></p> <p><b>註：支援法人之規範</b></p>	<p><b>第三章 被災者生活再建支援法人</b></p>
<p>（指定等）</p> <p>第六條 凡符合為支援受災戸生活為目的之民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四條所規定之法人，且其執行業務內容確實符合其次條文所規定之業務內容，並確實執行者，經由申請，內閣總理大臣可依據上述法令指定全國唯一之受災戸生活重建支援法人（以下簡稱「支援法人」）。</p> <p>2 內閣總理大臣於依前項規定進行指定時，需事先與總務大臣（約相當於內政部長）進行協商。</p> <p>3 內閣總理大臣依第一項規定進行指定時，須將該支援法人名稱、地址及其辦事處所在地進行公告。</p> <p>4 支援法人如遇名稱、地址或其辦事處所在地有所變更時，須事先呈報內閣總理大臣。</p> <p>5 內閣總理大臣如接獲前項報告時，須將其呈報內容進行公告。</p> <p><b>註：符合民法規定之法人，且執行業務內容確實符合第七條條文所規定之業務內容者，可提出申請，並經內閣總理大臣指定成為全國唯一之受災戸生活重建支援法人。</b></p>	<p>（指定等）</p> <p>第六條 內閣總理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>
<p>（業務内容）</p> <p>第七條 支援法人須執行下列所規定之業務內容：</p> <p>一 依據第三條第一項規定，須發放支援金之都道府縣（依第四條第一項規定將支援金發放業務全數委任於支援法人之都道府縣除外。）由各該都道府縣負責發放支援金。</p> <p>二 依據第四條第一項規定，接受都道府縣委任，執行支援金發放業務。</p>	<p>（業務）</p> <p>第七條 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこ</p>

<p>三 執行前二號業務之連帶業務。</p> <p><b>註：支援法人之業務內容。</b></p>	<p>と。</p> <p>二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。</p> <p>三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>
<p>(費用之支付)</p> <p>第八條 支援法人如依照第四條第一項規定接受都道府縣委託，而發放支援金時，須支付須發放支援金之所有金額。</p> <p><b>註：支援法人必須支付所有要發放支援金之所有金額。</b></p>	<p>(費用の支弁)</p> <p>第八條 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。</p>
<p>(基金)</p> <p>第九條 支援法人須設立為運作支援業務之基金（在本條中以下簡稱「基金」）。</p> <p>2 都道府縣對於支援法人，本著相互扶持原則，對於成立基金之資金，應考慮戶數與該地區之地區情況，進行編列。</p> <p>3 都道府縣除前項規定以外，如經認定有實際需求，可支出必要之資金給支援法人。</p> <p><b>註：支援法人須設立支援業務所須之基金。</b></p> <p><b>註：支援法人要發放之支援金與必要之費用來自都道府縣。</b></p>	<p>(基金)</p> <p>第九條 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。</p> <p>3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。</p>
<p>(營運委員會)</p> <p>第十條 支援法人須編制營運委員。</p> <p>2 下列事項須經由營運委員會審議通過。</p> <p>一 次條第一項中所規定之業務章程之制定與變更。</p> <p>二 第十二條第一項中所規定之事業計畫書及收支預算書之製作與變更。</p> <p>3 營運委員會除前項規定外，關於支援業務之營運重要事項，可依支援法人代表之諮詢進行審議，另外，亦可對支援法人代表陳述意見。</p> <p>4 營運委員會之委員，由都道府縣知事（都道府縣長）之全國性聯合組織所推薦之都道府縣知事擔任。</p> <p><b>註：支援法人須編制營運委員。</b></p> <p><b>註：營運委員會審議事項。</b></p> <p><b>註：營運委員會委員之產生。</b></p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第十條 支援法人は、運営委員会を置くものとする。</p> <p>2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。</p> <p>一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更</p> <p>二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更</p> <p>3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べるができる。</p> <p>4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。</p>

<p>(業務章程之認可)</p> <p>第十一條 支援法人在執行該業務內容前，須先制定實施章程（本條文中以下簡稱「業務章程」。）並須獲得內閣總理大臣認可。其內容進行變更時，亦同。</p> <p>2 內閣總理大臣對於前項已獲認可之業務章程，如發現對於其支援業務內容之適當合理與否或實施上有不適當情形時，得命其修改該業務章程。</p> <p>3 業務章程中所應記載事項由內閣府令訂定。</p> <p><b>註：支援法人業務章程之制定、認可與修改。</b></p>	<p>(業務規程の認可)</p> <p>第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。</p>
<p>(事業計畫等)</p> <p>第十二條 支援法人依內閣府令規定，每會計年度須製作關於其支援業務內容之事業計畫書與收支預算書，並向內閣總理大臣提出。上述事業計畫書等如遇變更時，亦同。</p> <p>2 支援法人依內閣府令規定，每會計年度結束時須製作關於其支援業務內容之事業報告書與收支決算書，並向內閣總理大臣提出。</p> <p><b>註：支援法人每年應製作事業計畫書與收支預算書。</b></p>	<p>(事業計画等)</p> <p>第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(區分經理)</p> <p>第十三條 支援法人對於和支援業務相關業務內容，或其他業務應有所區隔，分開進行整理。</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。</p>
<p>(保密義務)</p> <p>第十四條 支援法人之幹部、職員，或其他相關職務人員，基於第七條第二號的相關業務所得知資訊、秘密不得對外洩漏。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>(報告)</p> <p>第十五條 內閣總理大臣為確保支援業務之確實且適當之執行，於必要時得命支援法人對其業務內容或資產情況進行必要之報告。</p> <p><b>註：內閣總理大臣要求支援法人報告。</b></p>	<p>(報告)</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。</p>
<p>(監督命令)</p> <p>第十六條 內閣總理大臣為確保支援業務之確實且適當之執行，於必要時對支援法人得基於監督支援業</p>	<p>(監督命令)</p> <p>第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援</p>

<p>務之需求，進行命令。</p> <p><b>註：內閣總理大臣對支援法人進行命令。</b></p>	<p>法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>
<p>(指定之取消等)</p> <p>第十七條 支援法人如違反本法或基於本法之相關命令，或處分時，內閣總理大臣得取消第六條第一項之指定（本條中以下簡稱「指定」）。</p> <p>2 如依前項規定欲進行取消時，準用第六條第二項中之規定。</p> <p>3 內閣總理大臣如依第一項之規定取消指定時，應該其意旨進行公告。</p> <p><b>註：內閣總理大臣取消支援法人之指定。</b></p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p><b>第四章 中央補助等</b></p>	<p><b>第四章 国の補助等</b></p>
<p>(中央補助)</p> <p>第十八條 支援法人基於第七條第一號規定所應發放金額，和同條第二號規定所應支付支援金金額之二分之一由中央進行補助。</p> <p><b>註：支援法人所應發放金額與所應支付支援金之二分之一由中央補助。</b></p>	<p>(国の補助)</p> <p>第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。</p>
<p>(地方債之特例)</p> <p>第十九條 基於第九條第二項規定由都道府縣編列給予支援法人之經費，即使不符合地方財政法（昭和二十三年法律第九號）第五條各號中規定各項經費條件，仍可由地方債出資。</p> <p><b>註：都道府縣編列經費給予支援法人時，若有不符地方財政法，可由地方舉債支應。</b></p>	<p>(地方債の特例)</p> <p>第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p>
<p>(中央之考量)</p> <p>第二十條 中央對基於第九條第二項及第三項規定，都道府縣所應提撥給支援法人之經費能否順利提撥，應做適當考量。</p> <p><b>註：中央應考量都道府縣是否可以順利編列經費給予支援法人。</b></p>	<p>(国の配慮)</p> <p>第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。</p>
<p><b>第五章 雜則</b></p>	<p><b>第五章 雜則</b></p>
<p>(課稅之禁止)</p> <p>第二十一條 不得對因發放支援金所獲得之金錢進行租稅等稅金之課徵。</p>	<p>(公課の禁止)</p> <p>第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。</p>
<p>(政令之委任)</p>	<p>(政令への委任)</p>

第二十二條 本法中所未盡規定之事項，或為實施本法之必要事項，由政令訂定之。	第二十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
第六章 罰則	第六章 罰則
第二十三條 如違反第十四條規定者，處一年以下有期徒刑，或五十萬日圓以下罰鍰。	第二十三條 第十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十四條 如無依第十五條規定進行報告，或報告內容有所不實者，處二十萬日圓以下罰鍰。	第二十四條 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第二十五條 支援法人之代表或支援法人代理人、雇傭，或其他相關工作人員，若在執行支援法人相關業務而發生前條違法行為時，除懲處行為者本人外，對支援法人亦處以相同刑責。	第二十五條 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。
附則 摘錄 本法自公告日起六個月以內期間，依政令規定之日起開始實施。依第三條（包含基於第四條第一項之規定而委託支援金發放事務者。）規定，本法施行日所屬年度之次年度以後，以都道府縣對基金經費的提撥日為準，凡為內閣總理大臣告示日之後所發生之自然災害之受災戶皆可適用本法。	附則 抄 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。
附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十號）（1999）抄 （實施日期） 第一條 本法（中間省略）於平成十三（2001）年一月六日起開始實施。	附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄 （施行期日） 第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。
附則（平成十六年三月三十一日法律第十三號）（2004）摘錄 （實施日期） 第一條 本法自公告日起算一個月內，自政令規定日起開始實施。 （關於支援金給付的過渡性措施） 第二條 修法後之受災戶生活重建支援法（以下簡稱「新法」。）第三條規定自本法實施日起（以下簡稱「施行日」。）所發生之 自然災害當中受災戶之戶長皆得以適用支援金發放之	附則（平成十六年三月三十一日法律第十三号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （支援金の支給に関する経過措置） 第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対

<p>規定。對於本法施行日前所發生之自然災害中之受災戶戶長的支援金發放，則依舊法規定辦理。</p> <p>第三條 不受前條規定限制，於施行日前發生之自然災害之受災戶，如於施行日前依災害對策基本法（昭和六十三年法律第二百二十三號）第六十條第一項規定，而受到避難撤離指示者，於施行日後欲在該避難指示地區（限施行日後依同條第四項規定不須再繼續避難且經公告通知地區為限。本條接受此條件限制。）重新開始自立生活者，或在該地區重新開始自立生活有明顯得困難，而在他地區開始自立生活者，對上述之受災戶戶主支援金之發放，比照新法第三條規定。此種情形下所發放之支援金依同條第一號規定之「三百萬日圓」則改為「三百萬日元扣除依受災戶生活重建支援法修法前所發放之舊法的支援金金額」，此外，依同條第二號規定之「一百五十萬日圓」改為「一百五十萬日元扣除依受災戶生活重建支援法修法前所發放之舊法的支援金金額」。</p> <p>（關於受災戶生活重建支援基金之過渡性措施）</p> <p>第四條 本法施行前既已依修法前受災戶生活重建支援法第六條第一項規定受指定之受災戶生活重建基金，視為受新法第六條第一項所指定之受災戶生活重建支援法人。</p>	<p>する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>第三條 前條の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十條第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同條第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三條の規定を適用する。この場合においては、同條第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同條第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。</p> <p>（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）</p> <p>第四條 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六條第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六條第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。</p>
<p>附則（平成十八年六月二日法律第五十號）（2006）摘錄 （實施日期）</p> <p>1 本法於依般社團暨財團法人法（一般社團法人及一般財團法人之相關法律＝平成十八年法律第四十八號）之實施日起開始實施。（後部省略）</p>	<p>附則（平成十八年六月二日法律第五十号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、一般社団・財団法人法【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成十八年法律第四十八号】の施行の日から施行する。【後略】</p>

<p>附則（平成十九年十一月十六日法律第百十四號） （實施日期）</p> <p>第一條 本法自公告日起算一個月內，自政令規定日起開始實施。</p> <p>（關於支援金給付的過渡性措施）</p> <p>第二條 修法後之受災戶生活重建支援法（以下簡稱「新法」。）第三條規定自本法公告日起（以下簡稱「公告日」。）所發生之自然災害當中受災戶之戶長皆得以適用支援金發放之規定。對於本法施行日前所發生之自然災害中之受災戶戶長的支援金發放，則依舊法規定辦理。</p> <p>第三條 不受前條規定限制，平成十九年能登半島地震所帶來的自然災害、平成十九年新潟縣中越沖地震所帶來的自然災害、平成十九年颱風第十一號及其鋒面所帶來的自然災害、平成十九年颱風第十二號所帶來的自然災害中之受災戶戶主，於公告日後提出支援金發放之申請者，適用新法第三條第一項之規定。這種情形下，在同一個災害中既已領取發放之支援金時，依同項之規定所發放之金額為，新法第三條第二項至第五項規定之支援金金額減掉已經領取之金額。</p> <p>（內閣府設置法的部分修法）</p> <p>第四條 內閣府設置法（平成十一年法律第八十九號）的部分做了以下修正。</p> <p>第四條第三項第十一號中的「第三條」改為「第三條第一項」。</p>	<p>附則（平成十九年十一月十六日法律第百十四號） （施行期日）</p> <p>第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（支援金の支給に関する経過措置）</p> <p>第二條 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>第三條 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。</p> <p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第四條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。</p>
<p>{平成二十年十二月一日起開始實施}</p> <p>○一般社団法人及一般財団法人相關法令，及公益社團法人和公益財団法人認定等相關法令的施行所伴隨之相關法令的整理所需的法令。（平成十八年六月二日</p>	<p>【平成二十年十二月一日から施行】</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平</p>

<p>法律第五十號) 摘錄</p> <p>第一百六十六條 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六號)の部分修法如下。</p> <p>第六條第一項「民法(明治二十九年法律第八十九號)(1896年)第三十四條的法人」改為「一般社團法人或一般財團法人」。</p>	<p>成十八年六月二日法律第五十號)抄</p> <p>第一百六十六條 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六條第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十四條の法人」を「一般社團法人又は一般財團法人」に改める。</p>
--	--

